
法令トピックス

平成 23 年 2 月号

【雇用】定年後の「継続雇用制度導入」の特例措置が終了

現に雇用している高年齢者を定年後も引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者の基準を、労使協定を締結せずに就業規則で定めることができる中小企業（300 人以下）の事業主に対する特例措置が、平成 23 年 3 月 31 日で終了します。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/110204-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koureisha.html>

【育児】平成 23 年 4 月以降の出産育児一時金制度について

平成 23 年 4 月以降の出産育児一時金制度について、「支給額」は引き続き 42 万円で、「直接支払制度」についてはさらに改善するとともに、小規模施設などでは「受取代理」を制度化し窓口での負担軽減が図られる見込みです。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/110204-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken09/07-1.html>

【税務】平成 23 年分「給与所得の源泉徴収票」様式の変更

平成 22 年度税制改正により、年齢 16 歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い源泉徴収票の様式が変更されました。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/110204-03.pdf>

参照ホームページ[国税庁]

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/mokuji.htm>

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。

人といきる



千代田区飯田橋 1-8-10 キャッスルウェルビル 3 階
あすか 社会保険労務士法人
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525
E-mail info@asuka-sr.or.jp
HP http://www.asuka-sr.or.jp/